

2021年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂二丁目11番1号
ギークス株式会社
代表取締役社長 曾根原 稔人

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、後述の案内に従って、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後6時30分までに議決権をご行使いただけますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日） 午前10時00分
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4F 渋谷ソラスタコンファレンス4A
3. 目的事項
[報告事項] 1. 第14期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
[決議事項]
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

以上

1. 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。なお、代理人による議決権のご行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権をご行使いただけます。また、代理人による議決権のご行使及び株主総会へご出席される場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://geechs.com/>) に掲載させていただきます。
4. 「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://geechs.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載しております「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」で構成されております。
5. 株主総会における粗品等の配布は予定しておりませんので、あらかじめご了承ください。
6. 株主総会の決議結果につきまして、株主の皆様へ書面にてご送付させていただいておりましたが、本年より決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://geechs.com/>) に掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。

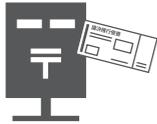
〈新型コロナウイルスへの対応について〉

株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。なお、入場の際に検温を行うことに併せ、体調不良と見受けられる株主様には、ご出席をお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。また、株主総会の議事を円滑な進行とさせていただくことや、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくなど、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

また、書面またはインターネット等による事前の議決権行使のご活用もよろしくようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご 推 奨		
書 面	インターネット	株主総会ご出席
		
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。	当社指定の議決権行使サイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。	同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。
	詳細は次頁をご参照ください。➔	※ご来場いただいても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
行使期限	行使期限	株主総会開催日時
2021年6月23日(水) 午後6時30分までに到着	2021年6月23日(水) 午後6時30分までに行使	2021年6月24日(木) 午前10時

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

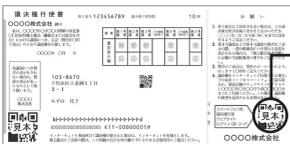
- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

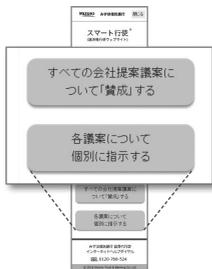
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは開登ソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

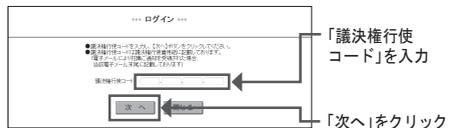
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

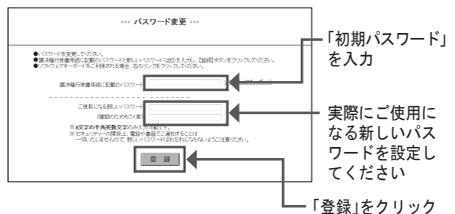
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

受付時間
平日午前9時～午後9時

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループはグランドビジョンに「21世紀で最も感動を与えた会社になる」を掲げ、ITフリーランスのデータベース、グローバルで活躍するITエンジニア育成など人材インフラを活かし、インターネットの普及によりめまぐるしく変化する人々の生活や企業の行動を積極的に捉え、変化対応力を強みに、提供サービスの創造・進化を通じて常に成長し続けることで、永続的な企業価値向上を目指しております。

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な悪化が長期化し、極めて厳しい状況が続いております。本年1月より再び緊急事態宣言が発令されるなど、先行きの不透明さは継続しております。

一方で、コロナ禍における新しい生活様式への適応や働き方改革の推進が進む中で、デジタルシフトを進める企業と、新しいライフスタイルや働き方を模索する個人が直面する課題に対して、当社グループが果たすべき役割はより重要になるものと認識しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,427,816千円(前連結会計年度比116,493千円減、同3.3%減)、営業利益は738,479千円(前連結会計年度比54,228千円増、同7.9%増)、経常利益は713,942千円(前連結会計年度比38,496千円増、同5.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は457,755千円(前連結会計年度比67,104千円増、同17.2%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<IT人材事業>

IT人材事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に抑制されていた企業の人材採用需要が回復し、事業環境は好調さを取り戻しつつあります。既存業務のデジタル化を進め最適なサービスを提供するためのDXの推進、ITフリーランス向け福利厚生プログラム「フリノベ」の更なる拡充、コロナ禍における需給トレンドやITフリーランスの意識調査を積極的に行うなど、サポート体制の強化に努めてまいりました。

この結果、当事業の売上高は、1,444,289千円（前連結会計年度比114,760千円増、同8.6%増）、セグメント利益は823,498千円（前連結会計年度比103,726千円増、同14.4%増）となりました。

<IT人材育成事業>

IT人材育成事業におきましては、合宿型でプログラミングと英語を学ぶことができる「IT留学」が大きな特徴となっております。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年4月以降日本からの渡航が困難な状況となり事業へ大きな影響が出ております。その中で、新たなサービスとして開始したオンライン授業の提供とオフショア開発に注力することで、影響を最小限にするよう努めてまいりました。

この結果、当事業の売上高は103,560千円（前連結会計年度比119,511千円減、同53.6%減）、セグメント損失は15,615千円（前連結会計年度は4,200千円の損失）となりました。

<ゲーム事業>

新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり消費の需要に加え、運営タイトルの好調もあり、堅調に推移いたしました。このような環境下、株式会社バンダイナムコオンラインから受託開発した「アイドリッシュセブン」をはじめとした4本のタイトルの運営と、新規タイトルの開発を3本行っております。開発ラインが増加していることから、開発状況に合わせた適切なリソースコントロールに注力しております。

また、第4四半期連結会計期間において受託開発を行った他社IPによるゲーム2本を納品いたしました。一方で、1タイトルの翌期への納品の期ずれの影響がありました。

この結果、当事業の売上高は、1,616,506千円（前連結会計年度比173,374千円減、同9.7%減）、セグメント利益は270,112千円（前連結会計年度比53,310千円減、同16.5%減）となりました。

<x-Tech事業>

x-Tech事業におきましては、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）・MR（複合現実）、3Dホログラムなど最新の技術を活用した動画コンテンツの制作、また、ゴルフメディア「Gridge」の運営や、ゴルフをはじめとしたスポーツ領域で企業のIT化支援を行っております。

この結果、当事業の売上高は266,204千円（前連結会計年度比59,599千円増、同28.8%増）、セグメント損失は12,187千円（前連結会計年度は24,551千円の損失）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	金額
IT人材事業	1,444,289千円
IT人材育成事業	103,560千円
ゲーム事業	1,616,506千円
x-Tech事業	266,204千円
調整額	△2,744千円
合計	3,427,816千円

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、32,687千円の設備投資を行いました。その主なものは、オフィス賃借料や複合機にかかるリース資産の取得費用となります。

(3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2020年5月及び2020年6月に取引銀行2行との間にコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	2018年3月期 第11期	2019年3月期 第12期	2020年3月期 第13期	2021年3月期 (当連結会計年度) 第14期
売上高	2,581,971	3,050,413	3,544,309	3,427,816
営業利益	379,854	552,985	684,250	738,479
経常利益	379,270	532,117	675,446	713,942
親会社株主に帰属する 当期純利益	277,809	411,610	390,651	457,755
1株当たり当期純利益	33円47銭	47円96銭	37円78銭	43円83銭
総資産	2,819,849	4,515,127	4,700,309	6,486,303
純資産	1,044,139	2,737,377	3,356,232	3,830,496
1株当たり純資産額	125円40銭	272円03銭	321円99銭	365円74銭

- (注) 1. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を第12期後から適用し、第11期については、遡及適用後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は2018年11月14日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記では、第11期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが属するインターネット市場は、技術進歩が非常に早く、また市場が拡大する中でサービスも多様化しております。このような状況下においては、既存事業の基盤を強化するとともに新規サービスへ経営資源を集中し、「21世紀で最も感動を与えた会社になる」というグランドビジョンに基づき、売上高及び営業利益の拡大を確保することが重要な課題と認識しております。一方でコーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題であると認識しております。これらの課題に対処するために下記の事項に取り組んでまいります。

① IT人材事業

当事業はITフリーランスを活用した技術リソースシェアリングであり、昨今の技術者不足による引合いの増加により、順調に業容を拡大してまいりました。今後も慢性的な技術者不足は継続すると予想されており、ITフリーランスの継続的な確保とより一層のエンゲージメント強化を図る必要があると認識しております。

② ゲーム事業

当事業は、大手ゲーム会社との協業型受託サービスを積極的に進めることで事業リスクの分散を進めておりますが、デバイスの高機能化により高いレベルでのゲームクオリティが求められており、競争が激しいゲーム業界において継続的に成長を遂げるためには、新技術への対応を適宜行っていくことが重要な課題であると考えております。その為に必要となる施策への積極的な投資を行ってまいります。

③ 組織体制の整備

当社グループにおきましては、今後の事業拡大に応じた内部管理体制の強化を図り、より一層コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動及び教育、育成に伴う研修制度の拡充に取り組んでまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

IT人材事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に企業からの需要が落ち込んだものの、顧客企業のリモートワークの受入態勢が落ち着いたこともあり、企業のIT人材採用需要には急速な回復がみられます。また、当連結会計年度を通じて業務のデジタル化を推進し、コロナ禍においても従前と変わらないサービス提供ができるよう社内体制を整えてまいりました。

IT人材育成事業につきましては、留学事業を展開しているフィリピンのセブ島への渡航が困難な状況が継続しております。そのため、新たな収益の柱として、オンデマンド型プログラミングスクールサービスとオフショア開発の受託を強化すべく、国内にシードテック株式会社を設立致しました。海外子会社ネットワークと連携してサービスを提供してまいります。

ゲーム事業及びx-Tech事業につきましては、引き続き在宅勤務を継続し業務遂行することで対応してまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NexSeed Inc.	3,003千ペソ	40%	IT人材育成事業
G2 Studios株式会社	100,000千円	100%	ゲーム事業
シードテック株式会社	50,000千円	100%	IT人材育成事業

(注) シードテック株式会社は2021年1月29日に設立しております。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、IT人材事業、IT人材育成事業、ゲーム事業、x-Tech事業を営んでおります。

① IT人材事業

IT人材事業では、企業の枠を超えて複数のプロジェクトに携わるITフリーランスの技術リソースシェアリングを活用した新しいエンジニアリングスタイルを提案しています。「働き方の“新しい当たり前”をつくる」を事業ミッションに掲げ、ITフリーランスの働き方を支援し、彼らの有する技術スキル、経験、志向性、そして企業の保有する案件をデータベース化することで、技術力をシェアするプラットフォームの役割を担い、企業のニーズに応える最適なマッチングを実現します。

特徴として、一般的な開発プロジェクトでは、開発初期の要件定義工程から、最も人材（工数）を必要とする本開発工程、開発後の運用工程と分けられますが、当社では主に本開発工程でのマッチングを実施し、企業と業務委託契約（準委任契約）を締結しております。これにより、企業は各種プロジェクトにおいて採用や教育にコストをかけずに、プロジェクトにおける計画的な活用や、想定外の欠員時、季節要因などの繁忙期に、必要な人材を効率的に確保することができます。

一方でITフリーランスにとっては、当社が運営するITフリーランス向け案件検索サイト「geechs job（ギークスジョブ）」を通じた各種情報の獲得や、営業

代行を依頼することで当社が企業との仲介役となり、安定的な受注とサポートを受けるメリットがあります。さらに、当社が提供するITフリーランス向け福利厚生プログラム「フリノベ」を利用し、確定申告サポートや健康診断などの各種サービスを優待利用することができます。

本事業のビジネスモデルは、顧客企業内における開発プロジェクトへの常駐が主となりますが、顧客企業から指揮命令を受ける労働者派遣事業や成果物を保証する請負事業とは異なります。

また、本事業における業務委託取扱高は、受注数と人月単価、契約期間を乗じたものでありますが、この業務委託取扱高とITフリーランスへの発注額との差額を売上高としております。

② IT人材育成事業

IT人材育成事業では、IT人材不足の解消とグローバルに活躍する人材を育成することを目的に、2013年にフィリピンセブ州にてNexSeed Inc. を設立し、IT留学、英語留学を提供するスクール事業に参入し、この領域のパイオニア的存在となっております。卒業後に有名IT企業へ就職する卒業生や起業する卒業生を輩出しています。コロナ禍において渡航が困難な状況になって以降は、新たな収益の柱として、オンデマンド型プログラミングスクールサービスとオフショア開発の受託を強化すべくシードテック株式会社を設立いたしました。

本事業における収入は、受講生・企業からの留学費用と、オフショア開発における顧客企業からの業務委託売上であります。

[主な関係会社]

NexSeed Inc.

シードテック株式会社

③ ゲーム事業

ゲーム事業では、大手ライセンサーやゲームメーカーなどのゲーム配信事業者と協業・パートナーシップを組み、Unity（注1）を使ったスマートフォン向けネイティブアプリゲームの企画・開発・運営を受託しております。社内でプロジェクトマネージャー、各種ディレクター、プランナー、UI/UXデザイナー、エンジニア、QA/デバッグ（注2）により最大50名から60名規模のプロジェクトチームを組成します。その開発及び運営ノウハウや、自社開発したリズムゲームエンジン（注3）を保有していることが強みであります。受託サービスの収入は、ゲーム配信事業者からの企画・開発の制作料に加え、一定額の運営受託料となっております。また、協業の内容によっては、ゲーム配信事業者の課金売上収入から一部分配によるロイヤリティー収入を得ております。

当社のIT人材事業との事業シナジーもあり、実装工程においては、当社に登録されたITフリーランスに開発業務を発注することで、開発スピードを向上させることができるのは大きな特徴の一つであります。

[主な関係会社]

G2 Studios株式会社

- (注) 1. 「Unity」とは、ユニティ・テクノロジーズが提供するゲームエンジンです。
2. 「QA」とは品質保証を検証する担当者、「デバッグ」はバグ等の欠陥調査をする担当者です。
3. 音楽に合わせてアクションすることでスコアを競うゲームエンジンです。

④ x-Tech事業

スポーツメーカーを中心に、xRなどの最新技術を活用したコンサルティング・制作・運用を強みとしたデジタルマーケティング事業を展開しております。ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用したデジタルマーケティング支援やD2C支援を通じて、ビジネスモデルを変革するDX化を支援します。本事業における主な収入は、ゴルフ用品メーカーなどの顧客企業からの記事広告・動画広告・リアルイベント連動広告の配信料、動画コンテンツの受託制作料であります。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	東京都渋谷区
渋谷サテライトオフィス	東京都渋谷区
大阪支店	大阪府大阪市
名古屋サテライトオフィス	愛知県名古屋市
福岡支店	福岡県福岡市

② 子会社

G2 Studios株式会社	東京都渋谷区
NexSeed Inc.	フィリピンセブ州
シードテック株式会社	東京都渋谷区

(9) 企業集団の従業員の状況（2021年3月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
IT人材事業	66名	3名増
IT人材育成事業	38名	44名減
ゲーム事業	213名	増減なし
x-Tech事業	22名	5名増
全社（共通）	18名	2名増
合計	357名	34名減

- (注) 1. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
2. 全平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 34,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,513,440株 |
| (3) 株主数 | 1,968名 |
| (4) 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社アトム	3,900,000 株	37.24 %
曾根原 稔人	2,702,000 株	25.80 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	463,600 株	4.43 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	342,800 株	3.27 %
NOMURA PB NOMIN EES LIMITED OMN IBUS-MARGIN (C ASHPB)	288,700 株	2.76 %
CLEARSTREAM BA NKING S. A.	261,800 株	2.50 %
WMグロース3号投資事業有限 責任組合	206,760 株	1.97 %
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	175,600 株	1.68 %
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	168,000 株	1.60 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	138,100 株	1.32 %

- (注) 1. 持株比率は発行済株式総数より自己株式数(40,104株)を控除して計算しております。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が50,480株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2021年3月31日現在)

	第2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2016年3月24日	2018年3月29日
新株予約権の数(個)	6	1,064
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240	42,560
新株予約権の行使時の払込金額(円)	425	525
権利行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年3月15日	自 2020年4月1日 至 2028年3月15日
行使条件	<p>新株予約権者は、当社・当社子会社・当社関係会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利を行使することができない。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は当社と新株予約権者の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、当社・当社子会社・当社関係会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利を行使することができない。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は当社と新株予約権者の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>

		第2回新株予約権	第4回新株予約権
役員 の 保 有 状 況	区分	—	取締役
	新株予約権の数	—	980個
	新株予約権の目的となる株式の数	—	39,200株
	保有者数	—	2名
	区分	監査役	監査役
	新株予約権の数	6個	84個
	新株予約権の目的となる株式の数	240株	3,360株
	保有者数	1名	3名

(注) 2018年11月14日付で普通株式1株を20株に分割を行い、また、2019年9月1日付で普通株式1株を2株に分割を行っております。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
曾根原稔人	代表取締役社長	G2 Studios株式会社 取締役 シードテック株式会社 取締役
佐久間大輔	取締役	経営管理本部長 G2 Studios株式会社 取締役 シードテック株式会社 取締役
成末千尋	取締役	IT人材事業本部長
松島俊行	取締役	松島俊行税理士事務所 代表
花井健	取締役	株式会社ネクスト(現 株式会社LIFULL) 社外監査役 日本精練株式会社 社外取締役 タツタ電線株式会社 社外取締役
佐々木貴	常勤監査役	G2 Studios株式会社 監査役 シードテック株式会社 監査役
秦信行	監査役	学校法人國學院大學 名誉教授 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター 理事
花木大悟	監査役	合同会社FPC Accounting 代表社員 FPC会計事務所 パートナー

- (注) 1. 松島俊行氏及び花井健氏は社外取締役であります。
 2. 佐々木貴氏、秦信行氏及び花木大悟氏は社外監査役であります。
 3. 監査役花木大悟氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役松島俊行氏、取締役花井健氏、監査役秦信行氏及び監査役花木大悟氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち、社外取締役)	5名 (2名)	55,320千円 (6,750千円)
監査役 (うち、社外監査役)	3名 (3名)	8,550千円 (8,550千円)
合計 (うち、社外役員)	8名 (5名)	63,870千円 (15,300千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年9月3日開催の臨時株主総会で決定された年額200,000千円の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。当該臨時株主総会後の取締役の数は3名であります。
3. 監査役の報酬額は、2007年9月3日開催の臨時株主総会で決定された年額50,000千円の範囲内で、監査役の協議で決定しております。当該臨時株主総会後の監査役の数は1名であります。
4. 取締役の報酬は、固定報酬のみとなっております。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等については、2021年2月の取締役会決議により決定しております。内容としましては、当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬のみとし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して検討した後、最終的に取締役会において決定するものとしております。

取締役の個人別の報酬の決定にあたっては、取締役会において、当社の個人別の報酬等の決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を、全額当社負担にて締結しております。上記役員等賠償責任保険契約においては、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記役員等賠償責任保険契約により補填されません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役松島俊行は、松島俊行税理士事務所代表であります。当社との間に資本関係または重要な営業上の取引はありません。社外取締役花井健は、株式会社ネクスト(現 株式会社LIFULL)社外監査役、日本精線株式会社社外取締役及びタツタ電線株式会社社外取締役であります。当社との間に資本関係または重要な営業上の取引はありません。社外監査役佐々木貴は連結子会社のG2 Studios株式会社及びシードテック株式会社の監査役を兼務しております。社外監査役秦信行は、学校法人國學院大學名誉教授及び、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事であります。当社との間に資本関係または重要な営業上の取引はありません。社外監査役花木大悟は、合同会社FPC Accounting代表社員及びFPC会計事務所パートナーであります。当社との間に資本関係または重要な営業上の取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席・発言状況等
取締役 松島俊行	<p>当事業年度に開催した取締役会18回全てに出席し、税理士としての見識および、税務、財務面に関する豊富な知識と経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。今後も当社の税務、財務面に関して有効な提言等をいただけると期待しております。その他、任意の委員会である指名報酬委員会の委員長として、委員会に出席し積極的に意見を述べる等、重要な役割を果たしております。</p>
取締役 花井健	<p>当事業年度の就任後に開催した取締役会13回全てに出席し、金融業界、インターネット業界をはじめとする様々な企業での取締役経験に基づく見識および、企業経営、事業推進等に関する豊富な知識と経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。今後も当社の企業経営等に関して有効な提言等をいただけると期待しております。その他、任意の委員会である指名報酬委員会の委員として、委員会に出席し積極的に意見を述べる等、重要な役割を果たしております。</p>
監査役 佐々木貴	<p>当事業年度に開催した取締役会18回全てに出席し、ベンチャー支援企業において企業の株式公開に関する指導を行った豊富な知識と経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。</p>
監査役 秦信行	<p>当事業年度に開催した取締役会18回全てに出席し、証券アナリスト・財務専門家としての見識および、大学教授として、日米のベンチャーキャピタルやベンチャービジネスに関する研究の豊富な経験と見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。</p>

氏名	出席・発言状況等
監査役 花木大悟	<p>当事業年度に開催した取締役会18回全てに出席し、これまで公認会計士として培ってきた会計に関する専門的な知識・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。</p>

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とする契約を締結できる旨を定款で定めております。尚、当事業年度末日現在で社外取締役2名、社外監査役3名との契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新収益認識基準に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるNexSeed Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

6. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

企業が健全に継続・発展していくためには、全ての役員及び従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観をもち行動することが必要不可欠であると認識しております。当社グループでは内部統制システムを整備するために以下を基本方針とします。

(2) 業務の適正を確保する体制の整備

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び従業員は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。又、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- b. 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- c. 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は法令、定款及び定められた規程に従い業務を執行する。
- d. 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
- e. 内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
- f. 取締役・従業員が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「リスク管理規程」に従い報告する。
- g. 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。又、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるようにする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 各部門は、担当事業・業務に関するリスクの把握に努め、業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
- b. 各部門は、様々なリスクに応じた適切な対応策を準備し、又「リスク管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を月一回開催する。又、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論・審議を行う事により情報の共有化及び経営意思決定の迅速化を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、子会社の法令遵守体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
 - b. 子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会において協議する。又、経営内容を的確に把握するために定期的に事業概況、経営状況等の報告を受ける。
 - c. 法令及び定款に適合することを確保するための内部監査は、当社の内部監査を担当する部門が関連規程に基づき実施する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
 - b. 当該従業員が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該従業員の人事評価については、当初の人事考課制度による評価対象外とする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役及び従業員から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - b. 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告することとする。
 - c. 取締役及び従業員は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとする。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。又、子会社の取締役及び従業員に対して、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うように指導する。

- b. 監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、社内システムを閲覧することができ、取締役又は従業員は監査役から説明を求められた場合は詳細に説明することとする。
- c. 監査役会の承認により、監査役の職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該従業員を置くこととし、その人事については取締役会と監査役会の協議により決定する。当該従業員は、取締役又は他の従業員の指揮命令を受けないものとする。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループの行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下取締役及び従業員が丸となって反社会的勢力の排除に取り組む姿勢を維持することに努めております。そのためには反社会的勢力との取引関係を含めて一切の関係を持たず、又、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶します。当社の対応部署を経営管理本部とし、事案により関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する体制を構築しております。又、不当要求防止責任者として経営管理本部長を選任し、反社会的勢力からの不当要求に組織的対応ができる体制を整備しております。

(3) 業務の適正を確保するための運用状況

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査室を設置し、対応を行っております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。また、当社は経営会議を設置しております。経営会議は常勤の取締役3名と常勤の監査役1名並びに執行役員である各事業部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する管理職が参加し、原則として毎週1回開催しております。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として機能しております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関としても機能しております。

また、当社は社外取締役を招聘し、経営の監督機能を強化するとともに、取締役は取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務を相互に監督し、また社外監査役を含む監査役による監査を受けております。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。

当社の剰余金配当は、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、剰余金の期末配当の決定機関は取締役会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しつつ、これまでは内部留保の拡充により事業成長のための投資を優先し、業績拡大及び企業価値の向上を目指してまいりましたが、当事業年度につきましては、株主の皆様への利益還元として、配当（初配）を実施することといたしました。

当事業年度の期末配当につきましては、1株あたり5円とするとともに、東京証券取引所市場第一部への市場変更を記念し、記念配当として1株あたり5円を加え、あわせて1株あたり10円とすることといたします。

今後につきましては、業績の推移や財務状況等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を検討してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,915,490	流動負債	2,646,667
現金及び預金	3,149,695	買掛金	858,138
売掛金	1,518,823	未払金	35,514
仕掛品	1,117,488	未払費用	28,235
貯蔵品	410	未払法人税等	337,593
前渡金	14	未払消費税等	144,805
前払費用	81,789	預り金	29,088
その他	49,840	前受金	1,125,380
貸倒引当金	△2,572	前受収益	20,526
固定資産	570,813	資産除去債務	55,662
有形固定資産	82,726	リース債務	11,721
建物及び構築物	60,687	固定負債	9,139
工具器具備品	6,574	リース債務	7,101
リース資産	15,465	その他	2,037
無形固定資産	1,006	負債合計	2,655,807
ソフトウェア	1,006	(純資産の部)	
投資その他の資産	487,080	株主資本	3,831,559
投資有価証券	109,912	資本金	1,094,214
敷金保証金	169,202	資本剰余金	1,044,157
長期前払費用	7,338	利益剰余金	1,714,342
繰延税金資産	200,626	自己株式	△21,155
		その他の包括利益累計額	△1,073
		為替換算調整勘定	△1,073
		非支配株主持分	10
		純資産合計	3,830,496
資産合計	6,486,303	負債・純資産合計	6,486,303

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,427,816
売上原価		1,388,538
売上総利益		2,039,278
販売費及び一般管理費		1,300,798
営業利益		738,479
営業外収益		
受取利息	120	
講演料収入	100	
受取遅延損害金	372	
その他	188	782
営業外費用		
支払利息	55	
コミットメントフィー	2,436	
為替差損	6,836	
株式交付費	103	
市場変更費用	15,859	
その他	25	25,318
経常利益		713,942
税金等調整前当期純利益		713,942
法人税、住民税及び事業税		419,371
法人税等調整額		△163,027
当期純利益		457,598
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△157
親会社株主に帰属する当期純利益		457,755

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,834,119	流動負債	1,128,720
現金及び預金	2,378,826	買掛金	775,979
売掛金	1,157,615	未払金	77,638
仕掛品	4,392	未払費用	27,452
貯蔵品	395	未払法人税等	126,596
前渡金	14	未払消費税等	42,229
前払費用	34,922	預り金	32,091
立替金	252,906	リース債務	3,794
その他	7,618	資産除去債務	42,937
貸倒引当金	△2,572	固定負債	57,077
固定資産	655,391	長期預り保証金	49,976
有形固定資産	51,692	リース債務	7,101
建物及び構築物	36,995	負債合計	1,185,797
工具器具備品	3,943	(純資産の部)	
リース資産	10,753	株主資本	3,303,713
無形固定資産	807	資本金	1,094,214
ソフトウェア	807	資本剰余金	1,044,214
投資その他の資産	602,892	資本準備金	1,044,214
投資有価証券	109,912	利益剰余金	1,186,440
関係会社株式	246,127	その他利益剰余金	1,186,440
敷金保証金	163,939	繰越利益剰余金	1,186,440
長期前払費用	283	自己株式	△21,155
繰延税金資産	82,629	純資産合計	3,303,713
資産合計	4,489,511	負債・純資産合計	4,489,511

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,710,493
売上原価		285,259
売上総利益		1,425,234
販売費及び一般管理費		964,769
営業利益		460,464
営業外収益		
受取利息及び配当金	213	
業務受託収入	26,061	
その他	653	26,927
営業外費用		
支払利息	55	
コミットメントフィー	2,436	
市場変更費用	15,859	
その他	130	18,483
経常利益		468,909
税引前当期純利益		468,909
法人税、住民税及び事業税		167,422
法人税等調整額		△24,113
当期純利益		325,600

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

ギークス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 瀬戸 卓 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤裕之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ギークス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ギークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

ギークス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ギークス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツ の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

ギークス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	佐々木	貴	Ⓔ
社外監査役	秦	信行	Ⓔ
社外監査役	花木	大悟	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了になりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	そねはら なる ひと 曾根原 稔 人 (1975年3月1日生)	1995年4月 株式会社バレスホテル入社 1997年3月 株式会社長谷工販売センター(現 株式会社長谷工アーベスト)入社 2001年5月 有限会社ウェブドゥジャパン(現 クルーズ株式会社)設立 取締役副社長就任 2002年5月 同社を株式会社に組織変更 代表取締役副社長就任 2007年8月 株式会社ベインキャリアージャパン設立 代表取締役社長就任 2009年4月 同社の全株式を取得(2013年10月に現在のギークス株式会社に商号変更)代表取締役社長(現任) 2009年8月 合同会社ベインパートナーズ設立(現 合同会社アトム)代表社員就任 2012年4月 株式会社ベイングローバル取締役 2012年10月 Vein Carry Asia Pte. Ltd. (現 BA Consulting Pte. Ltd.)director 2018年5月 G2 Studios株式会社取締役(現任) 2021年1月 シードテック株式会社取締役(現任)	2,702,000株
2	さくま だい すけ 佐久間 大 輔 (1974年11月18日生)	1999年4月 日本アジア投資株式会社入社 2010年12月 同社ゼネラルマネージャー 2012年1月 クルーズ株式会社入社 2015年1月 当社入社経営企画本部長 2015年2月 当社執行役員経営企画本部長 2016年1月 当社執行役員経営企画室長 2017年10月 当社管理部門管掌取締役 兼 経営企画室長 株式会社ベイングローバル取締役 2018年5月 G2 Studios株式会社取締役(現任) 2018年7月 当社取締役経営管理本部長(現任) 2021年1月 シードテック株式会社取締役(現任)	24,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	なりすえちひろ 成末千尋 (1977年5月19日生)	2001年4月 住友商事株式会社入社 2001年12月 デジット株式会社(現 株式会社リンクアンドモチベーション)入社 2009年10月 トレンダーズ株式会社入社 2010年3月 株式会社ベインキャリージャパン(現 当社)入社 リクルートメントコンサルティング Dept. マネージャー 2010年5月 当社社長室長 2013年7月 当社執行役員PR・採用戦略本部長 2015年1月 当社執行役員クラウドエンジニアリング(現 IT人材)事業本部長 2018年7月 当社執行役員IT人材事業本部長 2018年11月 当社取締役IT人材事業本部長(現任)	24,000株
4	まつしまとしゆき 松島俊行 (1977年8月9日生)	2000年9月 アクタスマネジメントサービス株式会社入社 2005年1月 松島会計事務所開設 2005年1月 有限会社スパイラル・アンド・カンパニー(現 株式会社スパイラル・アンド・カンパニー)入社 2005年11月 株式会社ウェブドゥジャパン(現 クルーズ株式会社)社外監査役 2006年3月 税理士登録 2006年6月 税理士法人スパイラル代表社員 2008年1月 株式会社ディーブインパクト代表取締役 2008年2月 当社取締役 2008年3月 税理士法人ディーブインパクト代表社員就任 2009年8月 当社監査役 2013年6月 当社社外取締役(現任) 2018年11月 松島俊行税理士事務所代表就任(現任)	1,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	はないたいけし 花井健 (1954年10月16日生)	<p>1977年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行</p> <p>2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行)本店営業第四部長</p> <p>2004年4月 同行執行役員上海支店長</p> <p>2006年3月 同行常務執行役員アジア・オセアニア地域統括役員</p> <p>2007年6月 日本瑞穂実業銀行(中国)有限公司董事長</p> <p>2008年4月 同行常務執行役員営業統括役員</p> <p>2009年5月 楽天株式会社常務執行役員</p> <p>2009年9月 楽天証券株式会社取締役</p> <p>2010年3月 楽天株式会社取締役常務執行役員</p> <p>2010年6月 楽天銀行株式会社取締役</p> <p>2013年6月 株式会社ネクスト(現 株式会社LIFULL)社外監査役(現任)</p> <p>2014年6月 株式会社アシックス社外取締役 株式会社丸運社外取締役</p> <p>2015年6月 日本精線株式会社社外取締役(現任)</p> <p>2017年6月 タツタ電線株式会社社外取締役(現任)</p> <p>2020年6月 当社社外取締役(現任)</p>	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者曽根原稔人氏は当社の経営を支配している者であります。
3. 取締役候補者のうち、松島俊行氏及び花井健氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は松島俊行氏及び花井健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が社外取締役として選任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 松島俊行氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年、花井健氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 松島俊行氏は、これまで税理士として培ってきた税務に関する専門的な知識・経験を有しているため、取締役として適切な見解を持ち、職務を遂行していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。なお、松島俊行氏は、主に取締役会において当社の税務、財務面に関して意見、アドバイスを行っており、今後も当社の税務、財務面に関して有効な提言等をいただけると期待しております。その他、任意の委員会である指名報酬委員会の委員長として、委員会に出席し積極的に意見を述べる等、重要な役割を果たしております。
6. 花井健氏は、長年にわたり金融業界、インターネット業界をはじめとする様々な業界において経営に携わり、豊富な経験と幅広い知識を有しているため、取締役としての的確な助言、提言をいただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。なお、花井健氏は、主に取締役会において企業経営、事業推進等に関する有効な提言等を行っており、今後も当社の企業経営等に関して有効な提言等をいただけると期待しております。その他、任意の委員会である指名報酬委員会の委員として、委員会に出席し積極的に意見を述べる等、重要な役割を果たしております。
7. 松島俊行氏及び花井健氏とは、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており

ます。 松島俊行氏及び花井健氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

8. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を、全額当社負担にて締結しております。被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、損害賠償金及び訴訟費用が補償されます。なお、各候補者の選任が承認された場合は、上記役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。上記役員等賠償責任保険契約は、2021年3月20日に更新しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2020年6月25日開催の第13回定時株主総会において選任いただきました補欠監査役仲江武史氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役員の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の監査役として1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議により、これを取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
なかえ たけし 仲江 武史 (1970年9月4日生)	2000年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 三井安田法律事務所（現 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）入所 2002年4月 経済産業省出向 新規産業担当参事官補佐 2004年10月 西村とさわ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所） 入所 2011年4月 日比谷ステーション法律事務所パートナー 2012年12月 株式会社ルネッサンスキャピタルグループ取締役 （現任） 2013年2月 東京渋谷法律事務所代表弁護士 2015年2月 銀座ブロード法律事務所代表弁護士 2021年3月 仲江総合法律事務所代表弁護士（現任）	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 仲江武史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 仲江武史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 仲江武史氏は、これまで弁護士として培ってきた企業法務に関する専門的な知識・経験を有しているため、社外監査役として適切な見解を持ち、職務を遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。
5. 仲江武史氏が社外監査役として就任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
6. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を、全額当社負担にて締結しております。被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、損害賠償金及び訴訟費用が補償されます。なお、候補者が社外監査役に就任された場合は、上記役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。上記役員等賠償責任保険契約は、2021年3月20日に更新しております。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

本議案においてご承認をお願いするストックオプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2007年9月3日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の報酬の額とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。当社の取締役に対してストックオプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は5名（うち、社外取締役2名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は5名（うち、社外取締役2名）となります。

2. 報酬等の内容（ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、1,000個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は100,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交

換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（9）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4F
渋谷ソラスタコンファレンス4A



交通：JR山手線／JR埼京線／東京Metro銀座線／東京Metro半蔵門線／東京Metro副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線各線 渋谷駅

JR渋谷駅「西口」から徒歩6分

JR渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

JR渋谷駅直結 渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。